

改正の概要（平成29年度からの改定）

基本的な見直しの考え方

財政状況に関わらず、適正な受益者負担を確保していく観点から、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、3年毎に定期的な見直しを実施するものです。

「使用料、手数料等の積算基準」（平成25年11月改訂）に基づき、対象経費（人件費、物件費、減価償却費等）から原価計算を行い、受益者負担率に応じて使用料等の改正を行うものです。

1. 今回、見直しをする主な使用料・手数料

I. 使用料

（1）使用料条例の一部改正

- ① 市民会館使用料
- ② コミュニティセンター・市民プラザ使用料
- ③ 公民館・ゆうゆう館使用料
- ④ 鹿野山少年自然の家使用料
- ⑤ 富士吉田青年の家使用料
- ⑥ 霊柩自動車及び葬具使用料
- ⑦ 都市公園使用料及び都市公園占用料 ※
- ⑧ 道路占用料 ※
- ⑨ 勤労会館使用料

※…法令の規定及び通達等による算定方法に準じ、独自の算定方法に拠る算出

（2）使用料条例以外の使用料の一部改正

- ① 放課後児童育成料
- ② 富士吉田体育館使用料
- ③ 海浜霊園管理料

II. 手数料

（1）手数料条例以外の手数料の一部改正

- ① 年間利用整理手数料（自転車等駐車場）、移送保管料（放置自転車等）
- ② 一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理手数料
- ③ 診断書等証明書交付手数料（急病診療所・休日急病歯科診療所）
- ④ 小規模埋立てに係る手数料

※手数料条例については積算の結果、改定無し

2. 今回、見直しをしない使用料・手数料

(1) 法令や千葉県条例等の規定する額に合わせる使用料・手数料で、基準となる規定の改正がないもの 等

(使用料)

- ① 保育所保育料、こども園保育料(児童福祉法の規定により設置する施設)
- ② 習志野高等学校授業料 等

(手数料)

- ① 戸籍関係手数料 ② 消防法関係手数料 ③ 高等学校入学料、入学検査料
- ④ 建築関係手数料 等

(2) 独自の基準(固定資産税評価額 等)を積算の基礎としているもの

(使用料)

- ① 行政財産一時使用料 ② 鷺沼霊堂管理料

(3) 指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用している施設

使用料の見直しは、指定管理の更新時に行うこととしています。

(使用料)

- ① 谷津バラ園(平成30年4月1日更新)
- ② スポーツ施設使用料(平成31年4月1日更新)
- ③ 谷津干潟自然観察センター(平成32年4月1日更新)

(4) 単に経費を受益者に転嫁すべきものではないと判断されるもの

[下水道の普及に伴い、対象件数が減少するため]

(手数料)

- ① し尿処理手数料 ② 浄化槽汚泥処理手数料

(5) 近隣各市との均衡・整合を図るもの(県条例手数料から市に移譲された経過等)

(手数料)

- ① 鳥獣、屋外広告物、犬の登録等手数料、各種証明手数料
- ② 都市計画法関係許可申請手数料 ③ 一時利用整理手数料(自転車等駐車場)
- ④ 下水道関係手数料

(6) 大規模改修等の特別な理由により、改正時期をずらした方が望ましいもの

- ① 習志野文化ホール使用料

(平成29年度条例改正 ※平成31年1月使用分から改正料金を適用予定)

(7) 収支の均衡から改定の必要がないもの

- ① 下水道使用料

3. 制度改革等により既に改正が決定、又は改正を予定しているもの(平成29年度改定)

(使用料)

- ① 幼稚園保育料、こども園保育料(学校教育法の規定により設置する施設)
- ② 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料

4. 利用者の負担増に対する措置 → 1.5倍を上限とする

利用者の負担増に考慮し、改正の上限は前回(平成25年度)と同様に1.5倍とします。